

日本学術会議の組織・ガバナンス等に係る論点整理

○ 国際活動

【要検討事項】

(1) 共同主催国際会議の決定方法

・これまで共同主催国際会議の候補は幹事会で決定後、閣議口頭了解をもって正式決定していたが、法人化に伴い、運営における自主性及び自立性の観点からも、幹事会（役員会）決定をもって共同主催する国際会議を決定することとする。

（令和8年10月以降に共同主催する国際会議は2件あり、これらは10月の総会時に共同主催を決定することとする。）

(2) 共同主催する国際会議の開会式において①内閣総理大臣メッセージ、②日本学術会議を担当する内閣府特命担当大臣の開会式への来賓出席（皇室が御臨席になる場合）について

○ 学術フォーラム、シンポジウム、サイエンスカフェ

【要検討事項】

- (1) 従来、経費負担の対象外だったシンポジウムに手当・旅費等が支払われるなど、現在、学術フォーラムとシンポジウム等の違いがわかりづらくなっている。それぞれの定義・開催の条件等を改めて確認・見直し、それぞれの役割を規程に明記して、実務上も困らないよう、質の確保も含め以下の点について明確にすべきではないか。

※ 現行規定については、参考1「学術フォーラム、講演会・シンポジウム等との比較」参照

・趣旨目的

- ① 学術フォーラムは、現行の規定では、「総合的・俯瞰的な見地から中長期的、分野横断的な観点からの問題」「国民の関心の高い問題を中心にテーマを設定」としていることから、例えば、原則、意思の表出の「提言」に関するものに対象を絞って主催を認めることとしてはどうか。
- ② 現在明文化されていないシンポジウムの趣旨目的を明記する。その際、学術フォーラムや学協会のものとの違いを明らかにするため、意思の表出の「見解」や「報告」に関するもの、他の委員会・分科会と協働して行うものを対象とするなど条件を附してはどうか。

・開催主体

現在、シンポジウムに関して、学協会が実質的に企画主催しているものについても、学術会議の委員会・分科会が主催するものと扱っているが、法人化によって事故が生じた場合の説明責任が求められるなど、より責任分担を明確にする必要がある。このため、学協会が企画主催しているもの(例えば、主催者の順番が学協会が先のものなど)は、共催ないしは協力とすべきではないか。

また、その場合の学術会議の経費負担(特に、ポスター制作費や補助員への謝礼等)はどうか。

・質の確保

登壇者の属性(ジェンダーバランス、異なる意見を有する有識者の参加の有無等)、事後報告のレビュー(参加者数、インパクト)やウェブサイトへの公開

- (2) サイエンスカフェの開催については、現行どおり(科学と社会委員会への事前届出等)でよいか(参考2)

- (3) 自己資金の獲得方策との関係、具体的には学術フォーラム等の有料化については、少なくとも以下について整理することが必要ではないか。

- ・参加費を徴収するイベントとそうでないイベントの考え方、参加費の額、収入の用途、参加費徴収業務の事務負担、共催学協会等との収入の調整等

<参考1>

学術フォーラム、講演会・シンポジウム等との比較

	学術フォーラム	講演会・シンポジウム等	【ご参考】国内会議の後援名義
趣旨・目的	<u>国民の関心の高い問題を中心にテーマを設定</u> し、当該テーマに係る最先端の研究動向、学術上の論争、関連する審議の状況等を紹介するとともに、 <u>総合的・俯瞰的な見地から中長期的、分野横断的な観点からの問題、課題等</u> を中心に扱うものとし、これらについての国民の意見・要望を聴取し、もって国民との間で直接的かつ双方向の対話を行うこととする。	(法令上に明文化されていない)	ア 学術を対象とすること。 イ 学術の進歩に積極的に寄与すること。 ウ 営利を目的としないこと。
開催の主体 (主催)	<u>日本学術会議</u>	日本学術会議、部、 <u>委員会又は分科会</u> 、若手アカデミー又は若手アカデミー分科会、地区会議 ※外部の団体が主催・共催となりうる。	日本学術会議協力学術研究団体、国の行政機関（独立行政法人等を含む。）、地方公共団体、大学等の高等教育機関、公益法人（宗教法人を除く。）、新聞・テレビ・ラジオ等の報道機関、その他上記各号に準ずると認められるもの ※後援名義は、日本学術会議
経費負担	当該年度予算の範囲内で、 <u>旅費及び手当（又は謝金）、会場借料(原則として、日本学術会議講堂を使用)その他必要と思われる経費</u> について支弁する。 ※経費負担を要するものは、原則として年15件程度	<u>講師謝金、旅費等の支給は認められていない。</u> ※ただし、令和7年度は、会員・連携会員に対しては、手当・旅費の支給可とし、外部講師に対しては旅費のみ支給可としている。また、ポスター等の制作費、印刷・発送費、手話通訳者への謝礼、事務補助員への謝礼（受付、マイクランナー等の事務補助）の支給も可としている。	<u>会議に要する経費は、一切負担しない。</u>
職員の 人的支援	四半期ごとに、学術フォーラムの経費負担又は <u>職員的人的支援を要する企画案は計4件以内まで承認する。</u>	<u>事務局としての業務（参加申込受付等）や、当日の手伝いはできない。</u>	—
開催実績 (令和7年)	11件	講演会 5件 シンポジウム等 104件	—
その他 特記事項	・原則として講演開催に合わせて、オンライン会議システムなどを利用し、会場への参加ができない参加希望者へオンライン動画配信を行う。 ・事後報告書をホームページに公開	・ <u>主催する委員会等の委員の複数が挨拶又は講演者として実際に参画している必要がある。</u> ・登壇者や発言者等が2人以上いる場合、その <u>性別に偏りがないよう努める。</u> ・ <u>一般に公開（参加が自由）で参加費が無料であることが原則となる。</u>	ア 日本学術会議の設立の趣旨及び目的に反するような決議等を行わないこと。 イ 会議の開催について事故防止、公衆衛生対策等に十分な措置が講ぜられていること。 ウ 特定の会社等の宣伝に利用されるおそれのないこと。 エ 特定の思想、主義、主張の普及宣伝に利用されるおそれのないこと。 オ 当面の政治問題に影響を及ぼさないこと。 カ 行事等の登壇者や発言者等が2人以上いる場合、その性別に偏りがないよう努められているものであること。
根拠規定	日本学術会議主催学術フォーラムの選定及び実施について（H24.2.20第146回幹事会決定）	日本学術会議の運営に関する内規第5条2項別表第2（H17.10.4第1回幹事会決定） 日本学術会議分野別委員会及び分科会等について（H20.10.23第67回幹事会決定）	日本学術会議後援名義の使用承認基準（H17.10.27第4回幹事会決定）

<参考2>

○サイエンスカフェに関する今後の対応について（平成24年11月30日日本学術会議第166回幹事会決定）

サイエンスカフェは、科学者が市民と少人数で直接コミュニケーションを行う草の根活動です。日本学術会議の科学と社会委員会科学力増進分科会が行ってきたサイエンスカフェの活動が大きなきっかけとなり、現在では全国で数多くのサイエンスカフェが開催されております。

サイエンスカフェに関する対応については、当面、以下のとおりとするようお願いします。

- サイエンスカフェにおいて、日本学術会議の会員、連携会員が1名以上、挨拶、司会、あるいは講師のいずれかを行う場合に、そのサイエンスカフェを学術会議の主催または共催とすることができます。科学者と市民との対話の機会として、積極的に取り組むようにしてください。
- 会員、連携会員がサイエンスカフェを企画する場合には「日本学術会議主催（または共催）」の名称を、また会員、連携会員がサイエンスカフェに講師として参加する場合には「日本学術会議会員（または連携会員）」の肩書きを、ポスター、プログラム等において用いることにより、科学者コミュニティの代表機関としての日本学術会議の活動を、具体的に目に見える形で社会に示すように努めてください。
なお、サイエンスカフェは、専ら日本学術会議の意見を示すための場ではないことを徹底してください。
- 日本学術会議の運営に関する内規（平成17年10月4日日本学術会議第1回幹事会決定）第5条は、学術会議が講演会、シンポジウム等を開催する場合には、開催主体に応じて幹事会の決定または承認を得ることといった手続きを定めています。しかし、サイエンスカフェについては、小規模の会であること、科学者と市民との間の双方向のコミュニケーションの場であること、コーヒーを飲みながらといった気軽な雰囲気は無償（又は実費程度）で開催されるものであることを踏まえて、会員、連携会員は、事務局を通じて科学と社会委員会に事前に届け出（別紙1参照）を行うことによって、その手続きを省略して主催または共催することができます。ただし、幹事会での審議が必要と判断される場合にはこの限りではありません。
なお、講演会、シンポジウム等を開催しようとする際に、幹事会の決定または承認といった手続きを省略する意図でサイエンスカフェを名乗るなど上記方針を濫用することのないよう留意してください。
- サイエンスカフェの実施後には、日本学術会議ホームページに掲載するための報告（別紙2参照）を提出するようにしてください。
なお、全国縦断サイエンスカフェを開催した場合には、ホームページ以外での掲載の可能性もあります。